

自衛隊情報保全隊に関する達

平成21年7月29日
陸上自衛隊達第51-20号

自衛隊情報保全隊に関する訓令（平成21年防衛省訓令第46号）第24条の規定に基づき、自衛隊情報保全隊に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

自衛隊情報保全隊に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊情報保全隊（以下「情報保全隊」という。）について必要な細部の事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この達において用いる用語の意義は、自衛隊情報保全隊に関する訓令（平成21年防衛省訓令第46号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか次によるものとする。

- (1) 駐屯地等 駐屯地、基地、分屯地及び分屯基地をいう。
- (2) 関係部隊等 部隊等及び施設等機関等をいう。

（情報保全隊本部各課の班）

第3条 情報保全隊本部の各課に情報保全隊司令の定めるところにより、所要の班を置く。

- 2 班に班長を置く。
- 3 班長は、課長の命を受け、班の事務を掌理する。

（中央情報保全隊の班）

第4条 中央情報保全隊に情報保全隊司令の定めるところにより、所要の班を置く。

- 2 班に班長を置く。
- 3 班長は、中央情報保全隊長の命を受け、班の事務を掌理する。

（地方情報保全隊の班）

第5条 地方情報保全隊に情報保全隊司令の定めるところにより、所要の班を置く。

- 2 班に班長を置く。

3 班長は、地方情報保全隊長の命を受け、班の事務を掌理する。

(情報保全派遣隊の組織)

第6条 訓令第20条の規定により配置する情報保全派遣隊は、幹部を長とし、必要な人員装備をもって組織する。

(情報保全派遣隊の冠称)

第7条 情報保全派遣隊の冠称は、当該駐屯地等名又は施設等機関等名をもって示すものとする。この際、駐屯地等名が重複する場合は、当該駐屯地等名の後に一連番号を付して区分するものとする。

(情報保全派遣隊長)

第8条 情報保全派遣隊の長は、情報保全派遣隊長とする。

2 情報保全派遣隊長は、地方情報保全隊長の指揮監督を受け、情報保全派遣隊の隊務を統括するとともに、当該情報保全派遣隊の所在地と同一所在地に所在する関係部隊等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布に関する事務を行う。

3 情報保全隊司令が指定する情報保全派遣隊長は、前項の規定に基づく職務を行うほか、地方情報保全隊長の指示に基づき他の情報保全派遣隊の業務の統制・調整に関する事務を行う。

(配置又は廃止のための手続き)

第9条 情報保全隊司令は、情報保全派遣隊を配置又は廃止する必要があるときは、関係する幕僚長、また、必要に応じて施設等機関等の長と協議した後、陸上幕僚長に申請するものとする。

(配置のための指示及び援助)

第10条 陸上幕僚長は、情報保全派遣隊の配置について、防衛大臣の承認があった場合は、関係する方面総監及び情報保全隊司令に必要な事項を指示するものとする。この際、海上自衛隊又は航空自衛隊の基地等に配置する情報保全派遣隊に関しては、海上幕僚長又は航空幕僚長を通じて必要な事項を関係部隊等に指示するものとする。

2 方面総監は、情報保全派遣隊の配置について、陸上幕僚長から指示があった場合は、関係の駐屯地司令、分屯地司令又は駐屯地業務隊長に対し、必要な事項を指示するとともに、地方情報保全隊長の行う配置に関し、所要の支援を行うものとする。

(情報保全派遣隊区)

第11条 情報保全隊司令は、地方情報保全隊の担当する区域を情報保全派遣隊区に区分し、適任の情報保全派遣隊長に当該情報保全派遣隊区にかかわる所要の情報保全業務の支援を担任させることができる。

2 前項の規定により、情報保全派遣隊区の担任を命ぜられた情報保全派遣隊長は、情報保全業務の支援に関し、当該情報保全派遣隊区内に所在する情報保全派遣隊長と緊密に連絡するものとする。

(情報保全連絡官)

第12条 情報保全隊司令は、所要の情報保全業務の支援を行わせるため、情報保全派遣隊が配置されていない駐屯地等に当該駐屯地等を担当する情報保全派遣隊から情報保全連絡官を派出することができる。ただし、自衛隊地方協力本部等において特に必要があるときは、その所在地の最寄りの情報保全派遣隊から情報保全連絡官を派出することができる。

2 情報保全隊司令は、情報保全連絡官を派出したときは、速やかに陸上幕僚長に報告するとともに、関係する幕僚長に通知するものとする。

(情報保全連絡官の職務)

第13条 情報保全連絡官は、派出される情報保全派遣隊長の指揮監督を受け、情報保全業務の支援に関し、当該情報保全派遣隊と派出された駐屯地等に所在する関係部隊等との連絡に当たるものとする。

(関係部隊等の長への通報)

第14条 情報保全隊司令、中央情報保全隊長及び地方情報保全隊長は、任務遂行中に知り得た情報のうち必要な事項について関係部隊等の長に速やかに通報するものとする。

(委任規定)

第15条 この達の実施に関し必要な事項は、情報保全隊司令が定める。

附 則

1 この達は、平成21年8月1日から施行する。

2 陸上自衛隊情報保全隊に関する達（陸上自衛隊達第51-19号）は、廃止する。